

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和元年11月21日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

厚生年金保険関係 5件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900201号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900076号

第1 結論

請求者のA社における平成18年8月11日の標準賞与額を53万8,000円に訂正することが必要である。

平成18年8月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年8月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年8月11日

A社から平成18年8月11日に賞与が支給され厚生年金保険料が控除されたが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録がない。調査の上、賞与を記録し年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る預金通帳の写し、平成18年1月分から同年12月分までの給与支給明細書の写し、同年12月分「賞与に係る給与支給明細書」(以下「賞与支給明細書」という。)の写し、「平成18年分給与所得の源泉徴収票」(以下「源泉徴収票」という。)並びに同僚から提出された平成18年8月分賞与支給明細書の写し及び請求期間に係る預金通帳の写しにより、請求者は、A社から請求期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、上記同僚の賞与支給明細書の写しにより、事業主は、平成18年8月分賞与の支給にあたり法定料率より低い保険料率で厚生年金保険料を計算し、当該計算した保険料を賞与から控除していたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記請求者から提出された預金通帳の写し、給与支給明細書の写し、平成18年12月分賞与支給明細書の写し、源泉徴収票並びに上記同僚から提出された平成18年8月分賞与支給明細書の写し及び預金通帳の写しにより推認できる厚生年金保険料控除額から、53万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成18年8月11日の賞与に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900151号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900077号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成19年12月20日、平成20年9月2日、同年12月20日及び平成21年9月2日の標準賞与額を、平成19年12月20日は11万4,000円、平成20年9月2日は16万5,000円、同年12月20日は10万5,000円、平成21年9月2日は14万7,000円に訂正することが必要である。

また、請求者のA社における平成21年12月の賞与支払年月日を同年12月20日から同年12月21日に訂正し、標準賞与額を9万円に訂正することが必要である。

平成19年12月20日、平成20年9月2日、同年12月20日、平成21年9月2日及び同年12月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月20日、平成20年9月2日、同年12月20日、平成21年9月2日及び同年12月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成20年9月2日の標準賞与額を16万8,000円に、平成21年9月2日の標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

なお、平成20年9月2日及び平成21年9月2日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年12月20日
② 平成20年9月2日
③ 平成20年12月20日
④ 平成21年9月2日
⑤ 平成21年12月20日

A社から支給された賞与のうち、請求期間①、②、③、④及び⑤に係る届出は、厚生年金保

除料を徴収する権利が時効により消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。しかし、請求期間①、②、③、④及び⑤において厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①及び③について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）、複数の同僚の賞与明細書及びA社の請求期間当時の社会保険事務担当者の回答から判断すると、請求者は、同社から賞与の支払を受け、請求期間①は11万4,000円、請求期間③は10万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できることから、標準賞与額を、請求期間①は11万4,000円、請求期間③は10万5,000円とすることが妥当である。

2 請求期間②及び④について、賞与支払届、複数の同僚の賞与明細書及び請求期間当時の社会保険事務担当者の回答から判断すると、請求者がA社から賞与の支払を受け、標準賞与額（請求期間②は16万8,000円、請求期間④は15万円）に見合う厚生年金保険料より低い厚生年金保険料（請求期間②は1万2,596円、請求期間④は1万1,512円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②及び④に係る標準賞与額については、賞与支払届及び複数の同僚の賞与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間②は16万5,000円、請求期間④は14万7,000円に訂正することが妥当である。

3 請求期間②及び④について、賞与支払届（平成24年7月17日提出）により、請求者の標準賞与額を、請求期間②は16万8,000円、請求期間④は15万円にすることが必要である。

なお、請求期間②及び④の訂正後の標準賞与額（前記2の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

4 請求期間⑤について、金融機関から提出された預金取引明細表、複数の同僚の賞与明細書及びA社の請求期間当時の社会保険事務担当者の回答から判断すると、請求者は、当該期間に同社からオンライン記録の標準賞与額より高い標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間⑤に係る標準賞与額については、金融機関から提出された預金取引明細表、複数の同僚の賞与明細書及びA社の請求期間当時の社会保険事務担当者の回答から、9万円に訂正す

ることが妥当である。

なお、請求期間⑤の賞与支払年月日については、金融機関から提出された預金取引明細表の異動日から平成21年12月21日とすることが妥当である。

- 5 事業主が請求者の請求期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主及び請求期間当時の代表取締役等に照会しても回答が得られないが、事業主は、請求者の当該期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年7月17日に年金事務所に対し提出したことが確認できることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900153号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900078号

第1 結論

1 請求者のA社における平成19年12月20日の標準賞与額を6万6,000円、平成20年9月2日の標準賞与額を4万8,000円に訂正することが必要である。

また、請求者のA社における平成20年12月の賞与支払年月日を同年12月20日から同年12月22日に訂正し、標準賞与額を5万2,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月20日、平成20年9月2日及び同年12月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

2 事業主は、請求者に係る平成19年12月20日及び平成20年12月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事業主が請求者に係る平成20年9月2日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年12月20日
② 平成20年9月2日
③ 平成20年12月22日

A社から支給された賞与のうち、請求期間①、②及び③において厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①及び③について、請求者から提出された請求者の賞与振込口座に係る預金通帳の写し(以下「預金通帳の写し」という。)、複数の同僚の賞与明細書及びA社の請求期間当時の社会保険事務担当者の回答から判断すると、請求者は、当該期間にA社からオンライン記録の標準賞与額より高い標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②について、預金通帳の写し、複数の同僚の賞与明細書及び請求期間当時の社会保険事務担当者の回答から判断すると、請求者がA社から賞与の支払を受け、標準賞与額（4万9,000円）に見合う厚生年金保険料より低い厚生年金保険料（3,674円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び③に係る標準賞与額については、預金通帳の写し及び複数の同僚の賞与明細書により推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は6万6,000円、請求期間③は5万2,000円に訂正することが妥当である。

また、請求期間②に係る標準賞与額については、預金通帳の写し及び複数の同僚の賞与明細書から推認できる厚生年金保険料控除額から、4万8,000円に訂正することが妥当である。

なお、請求期間③の賞与支払年月日については、預金通帳の写しの賞与振込日から平成20年12月22日とすることが妥当である。

2 事業主が請求者の請求期間①及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主及び請求期間当時の代表取締役等に照会しても回答が得られないが、事業主は、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年7月17日に年金事務所に対し提出したことが確認できることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主及び請求期間当時の代表取締役等に請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについて照会したが回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求期間②に係る請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900154号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900079号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成19年12月20日、平成20年9月2日、同年12月20日及び平成21年9月2日の標準賞与額については、平成19年12月20日は16万5,000円、平成20年9月2日は21万5,000円、同年12月20日は13万円、平成21年9月2日は20万2,000円に訂正することが必要である。

また、請求者のA社における平成21年12月の賞与支払年月日を同年12月20日から同年12月21日に訂正し、標準賞与額を12万1,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月20日、平成20年9月2日、同年12月20日、平成21年9月2日及び同年12月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月20日、平成20年9月2日、同年12月20日、平成21年9月2日及び同年12月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成20年9月2日の標準賞与額を22万円に訂正することが必要である。

なお、平成20年9月2日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年12月20日
② 平成20年9月2日
③ 平成20年12月20日
④ 平成21年9月2日
⑤ 平成21年12月20日

A社から支給された賞与のうち、請求期間①、②、③、④及び⑤に係る届出は、厚生年金保

除料を徴収する権利が時効により消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。しかし、請求期間①、②、③、④及び⑤において厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①及び③について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）、複数の同僚の賞与明細書及びA社の請求期間当時の社会保険事務担当者の回答から判断すると、請求者は、同社から賞与の支払を受け、請求期間①は16万5,000円、請求期間③は13万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できることから、標準賞与額を、請求期間①は16万5,000円、請求期間③は13万円とすることが妥当である。

2 請求期間②について、賞与支払届、複数の同僚の賞与明細書及び請求期間当時の社会保険事務担当者の回答から判断すると、請求者がA社から賞与の支払を受け、標準賞与額（22万円）に見合う厚生年金保険料より低い厚生年金保険料（1万6,495円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②に係る標準賞与額については、賞与支払届及び複数の同僚の賞与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、21万5,000円に訂正することが妥当である。

3 請求期間②について、賞与支払届（平成24年7月17日提出）により、請求者の標準賞与額を22万円にすることが必要である。

なお、請求期間②の訂正後の標準賞与額（前記2の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

4 請求期間④について、金融機関から提出された請求者の賞与振込口座に係る「預金共通月中異動および残高明細表」（以下「残高明細表」という。）、複数の同僚の賞与明細書及び請求期間当時の社会保険事務担当者の回答から判断すると、請求者は、当該期間にA社からオンライン記録の標準賞与額より高い標準賞与額（20万6,000円）に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料より低い厚生年金保険料（1万5,810円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間④に係る標準賞与額については、金融機関から提出された残高明細表、複数の同僚の賞与明細書及びA社の請求期間当時の社会保険事務担当者の回答により推認できる厚生年金保険料控除額から、20万2,000円に訂正することが妥当である。

- 5 請求期間⑤について、金融機関から提出された残高明細表、複数の同僚の賞与明細書及びA社の請求期間当時の社会保険事務担当者の回答から判断すると、請求者は、当該期間にA社からオンライン記録の標準賞与額より高い標準賞与額（12万1,000円）に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を12万1,000円とすることが妥当である。

なお、請求期間⑤の賞与支払年月日については、金融機関から提出された残高明細表の異動日から平成21年12月21日とすることが妥当である。

- 6 事業主が請求者の請求期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主及び請求期間当時の代表取締役等に照会しても回答が得られないが、事業主は、請求者の当該期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年7月17日に年金事務所に対し提出したことが確認できることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900192号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900080号

第1 結論

請求者のA社における平成19年12月20日、平成20年9月2日及び平成21年9月2日の標準賞与額を、平成19年12月20日及び平成20年9月2日は7万6,000円、平成21年9月2日は7万3,000円に訂正することが必要である。

また、請求者のA社における賞与支払年月日を平成20年12月は同年12月20日から同年12月22日に訂正し、平成21年12月は同年12月20日から同年12月21日に訂正し、標準賞与額を平成20年12月22日は8万5,000円、平成21年12月21日は8万1,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月20日、平成20年9月2日、同年12月22日、平成21年9月2日及び同年12月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月20日、平成20年9月2日、同年12月22日、平成21年9月2日及び同年12月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年12月20日
② 平成20年9月2日
③ 平成20年12月20日
④ 平成21年9月2日
⑤ 平成21年12月20日

A社から支給された賞与のうち、請求期間①、②、③、④及び⑤に係る届出は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。しかし、請求期間①、②、③、④及び⑤において厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①、③及び⑤について、金融機関から提出された請求者の賞与振込口座に係る「預金共通月中異動および残高明細表」または預金取引明細表（以下「残高明細表等」という。）、複数の同僚の賞与明細書及びA社の請求期間当時の社会保険事務担当者の回答から判断すると、請求者は、当該期間にA社からオンライン記録の標準賞与額より高い標準賞与額（請求期間①は7万6,000円、請求期間③は8万5,000円、請求期間⑤は8万1,000円）に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を請求期間①は7万6,000円、請求期間③は8万5,000円、請求期間⑤は8万1,000円とすることが妥当である。

なお、請求期間③及び⑤の賞与支払年月日については、金融機関から提出された残高明細表等の異動日から、請求期間③は平成20年12月22日、請求期間⑤は平成21年12月21日とすることが妥当である。

2 請求期間②及び④について、金融機関から提出された残高明細表等、複数の同僚の賞与明細書及び請求期間当時の社会保険事務担当者の回答から判断すると、請求者は、当該期間にA社からオンライン記録の標準賞与額より高い標準賞与額（請求期間②は7万7,000円、請求期間④は7万4,000円）に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料より低い厚生年金保険料（請求期間②は5,773円、請求期間④は5,679円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②に係る標準賞与額については、金融機関から提出された残高明細表等、複数の同僚の賞与明細書及びA社の請求期間当時の社会保険事務担当者の回答により推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間②は7万6,000円、請求期間④は7万3,000円に訂正することが妥当である。

3 事業主が請求者の請求期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主及び請求期間当時の代表取締役等に照会しても回答が得られないが、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年7月17日に年金事務所に対し提出したことが確認できることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。